

■工事請負契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
66	全般					第1回質問回答No.374に関して、「受注者」とは「建設JV」であることを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
67	2	第1条	1		総則	「本基本契約、この契約書、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本基本契約、この契約書、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先する」とあり、「要求水準書等」については「(要求水準書、入札説明書、質問回答書をいう。)」とされています。基本契約書、この契約書に関する質問回答書については、それぞれ「本基本契約」「この契約書」に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。